

## 8 文教委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年3月4日

### 付託議案に対する質疑

#### Q．村岡委員

- 1 第37号議案について。小・中学校、高校でも同様であるが、特に特別支援学校では定数内での臨時的任用教員の割合が多いことが問題である。今回の定数増が、この定数内臨任の割合が高いという問題の解決に寄与するものなのか、あるいはそのような考えの下に定数増となっているのか。
- 2 第38号議案について。議案は小児医療センターの移転に伴うものである。特別支援学校の新設について異論はないが、病院が移転したとしても、岩槻特別支援学校を必要とする家族がいるのではないかと。新病院と一体に新設するとしても、今すぐに岩槻特別支援学校を廃止する差し迫った重大な理由はあるのか。条例の施行期日が定まっていらないのであれば、今廃止を決める必要があるのか。
- 3 第39号議案について。フレックスタイム制を設けるとのことだが、職員が勤務時間を弾力的に割り振る、あるいは融通し合うということは、教育の現場においてはなじまないのではないかと。フレックスタイム制が導入されて、仮に実施されたとしても、教員の超多忙な状況が、少しでも緩和されるのか。
- 4 第52号議案について。県立学校の体育館整備の繰越しは入札不調という理由であったが、今後の見通しについて説明を聞きたい。
- 5 第60号議案について。金融機関へ支払う事務手数料の減額についてであるが、金融機関は埼玉りそな銀行だと思いが、手数料はどのように決めているのか。また、マイナス金利など金融情勢の影響も踏まえて決めているのか。
- 6 第75号議案について。学校職員の給与に

関する条例についてであるが、給料表の各級の基準となる職務が規定された。新年度には4級の主任が廃止されると聞いたが事実か。そうなった場合、現在3級の人は何らかの不利益を被ることはないのか。それに対する手当を予定しているのか。

#### A．参事兼県立学校人事課長

- 1 定数増は臨任率の低下に結びつくものではないが、職員の採用数を増やすことによって臨任率の低下を目指している。御指摘のあった学校については、ほとんどの学校において臨任率の低下が図られる状況となっている。
- 3 フレックスタイム制については、現時点で、教員への導入には課題が多いと考えている。今後、教員に導入することになった場合は、教員の多忙化の解消という観点からも、課題の把握や効果等の研究をしっかりと行い、教員の多忙化の解消に取り組んでいきたい。
- 6 4級主任は廃止となる。本県の主任級職員の業務により学校現場が支えられていると認識しており、4級主任廃止は大変厳しいものである。今後見直しによる影響を少なくするべく、取り組みを進めていく。

#### A．参事兼特別支援教育課長

- 2 岩槻特別支援学校は、小児医療センターに入院している学齢期の子どもたちのための学校である。この度、小児医療センターが移転し、現時点での岩槻特別支援学校の役割は終了することとなるため、新しい学校を作ることになる。岩槻特別支援学校を必要とする子どもがいるのではないかと御意見については、病院の状況を踏まえて適切に対応して

いきたい。

A．財務課長

4 繰越しの件については、既に入札に向け準備を始めているところである。来年度は、今年度ほど工事業者が不足する状況ではないと業者等から聞いている。今年度は基本的には学校、施設の利用状況を優先し、学校活動に支障のない範囲で工期設定をしていた。来年度は、学校の希望を優先しつつできるだけ幅広く工期が取れるよう、日程の調整を始めている。さらに、なるべく早い時期に入札を行うことで、早期に業者を決定できるとともに、入札機会も複数回確保できるので、4月当初から入札作業を行うよう、関係部局と調整を始めている。進行管理をしっかり行い、確実に工事を終わらせるよう努める。

5 手数料は、貸付残高に一定の手数料率を乗じて算出している。手数料率は、金融機関における貸出金利を踏まえ、金融機関との協議により決定している。なお、最新の手数料率は1.65%である。昨今の金利の動きは、県としても注視しており、引き下げ等の動きがあれば、速やかに金融機関と協議する。

Q．村岡委員

特別支援学校の廃止について。適切に対応するとのことだが、小児医療センターの移転問題について、知事は、患者家族や関係自治体に対し、残す機能を検討すると約束している。この点については、まだ決着していない。現時点の中間報告では、障害児の入所施設として長期入所が28床、短期入所が12床、計40床の施設となるとの報告を受けている。特別支援学校を必要とする子どもが相当数出ると予想される。具体的にどのように対応するのか。

A．参事兼特別支援教育課長

現在、肢体不自由の特別支援学校では、教員が訪問して指導を行っている。入所施設に対しては、これまでと同様の対応が必要と考えている。今のところ、病院局から入所施設について説明がない。教育局だけでイメージを膨らませて対応することはできないので、病院局からの情報を踏まえて、必要な手立てについて考えていきたい。

Q．村岡委員

病院局の動向が不確かなのは理解している。患者家族の願いは、病院の機能を残してほしいということである。今後、規模の大小があっても、病院の機能を残すことになった場合には、必然的に特別支援学校が必要となる。どのような機能を残すのか決着していない中で、新設はともかく、廃止まで同時に決めることはないのではないか。

A．参事兼特別支援教育課長

病院局からは、医療型の入所施設となるとは聞いているが、十分にイメージできる内容ではない。教育局だけで独自に動くことはできないので、今後、病院局と連携を図りながら対応していく。障害がある子どもの学齢期の学習保障については、しっかりとやらせていただきたい。

付託議案に対する討論

村岡委員

第38号議案、埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行う。

埼玉県立けやき特別支援学校の設置と、埼玉

県立岩槻特別支援学校を廃止するもので、いずれも岩槻にある県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に伴うものである。

我が党は新たな病院が作られること、そこに新たな特別支援学校が設置されること自体に反対するものではない。しかし、患者家族や関係自治体等の「現在地へ病院機能を残してほしい」という悲痛な声を省みないまま移転を強行し、それに併せて現在の岩槻特別支援学校を廃止してしまうことは容認できない。知事は現在地に残す機能を検討すると約束したが、現在までに明らかにされた機能は「40床の医療型障害児入所施設」であって、これに患者家族らは納得していない。患者家族らと合意の得られぬままに病院移転と一体に学校を廃止することには反対である。